

## 賃金実態調査結果

## 第 1 調査の概要

## 1 調査の内容

## (1) 調査の目的

県内の民間企業に雇用されている労働者の賃金、初任給等の実態を明らかにし、労使の賃金決定等の参考に資するとともに、労働行政の基礎資料とすることを目的とする。

## (2) 調査対象地域

県内全域

## (3) 調査対象産業

建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）

## (4) 調査対象事業所

調査対象となる産業及び地域に属し、常用労働者 5 人以上の民営事業所のうちから一定の方法によって抽出された事業所

## (5) 調査対象労働者

調査対象事業所に雇用される常用労働者のうちから、一定の方法によって抽出された労働者

## (6) 調査事項

## ア 調査票（A）

## (ア) 事業所に関する事項

- ① 事業所の名称、所在地
- ② 主要生産品名又は事業内容
- ③ 労働組合の有無
- ④ 事業所の常用労働者数
- ⑤ 企業全体の常用労働者数
- ⑥ 調査期間

## (イ) 労働者に関する事項

- ① 労働者番号
- ② 性別
- ③ 労働者の種類（生産労働者、管理・事務・技術労働者）
- ④ 雇用形態（常用、臨時）
- ⑤ 就業形態（一般、パート）
- ⑥ 卒業区分
- ⑦ 年齢
- ⑧ 勤続年数
- ⑨ 職種名
- ⑩ 実労働日数
- ⑪ 所定内実労働時間数
- ⑫ 所定外実労働時間数
- ⑬ 月間賃金額（きまって支給する給与額）
- ⑭ 所定外賃金額（超過労働給与額）

## イ 調査票（B）

## (ア) 事業所の名称、所在地

## (イ) 主要生産品名又は事業内容

## (ウ) 平成 25 年 4 月初任給額及び新規学卒者採用人員

## (エ) 平成 26 年 4 月初任給見込額

## (7) 調査期日

ア 次の調査項目については、平成 25 年 6 月 30 日現在（給与締切日がある場合には、6 月の最終給与締切日現在）における実態

## (ア) 事業所の名称、所在地

## (イ) 労働組合の有無

## (ウ) 事業所の常用労働者数

## (エ) 企業全体の常用労働者数

- (オ) 労働者番号
  - (カ) 性別
  - (キ) 労働者の種類
  - (ク) 雇用形態
  - (ケ) 就業形態
  - (コ) 卒業区分
  - (サ) 年齢
  - (シ) 勤続年数
  - (ス) 職種名
  - イ 次の調査項目については、平成 25 年 6 月 1 日から 30 日までの 1 か月（給与締切日の定めがある場合には、6 月の最終給与締切日前 1 か月間）の実態
    - (ア) 主要生産品名又は事業内容
    - (イ) 実労働日数
    - (ウ) 所定内実労働時間数
    - (エ) 所定外実労働時間数
    - (オ) 月間賃金額（きまって支給する給与額）
    - (カ) 所定外賃金額（超過労働給与額）
  - ウ 平成 25 年 4 月分初任給額及び採用人員については、平成 25 年 4 月 30 日現在（給与締切日の定めがある場合には、4 月の最終給与締切日現在）における実態を調査する。
  - エ 平成 26 年 4 月分初任給見込額については、平成 25 年 6 月 30 日現在における見込みについて調査する。
- (8) 調査方法  
郵送調査

## 2 主な用語の意味

### (1) 常用労働者

次の各号に該当する労働者をいう。

- ア 期間を定めずに雇われている労働者
- イ 1 か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ウ 1 か月以内の期間を定めて雇われている労働者又は日々雇われている労働者で、4 月及び 5 月にそれぞれ 18 日以上雇用された労働者
  - \* 役員や理事者であっても、従業員と同じように一定の仕事に従事し、同じ規則によって給与を受けている者は、常用労働者に含む。

### (2) 労働者の種類

生産労働者又は管理・事務・技術労働者の別をいい、この区分は、建設業、製造業についてのみ用いる。

- ア 生産労働者
  - 主として物の生産が行われている現場、建設作業の現場（補助部門を含む）等における業務に従事する労働者をいう。
- イ 管理・事務・技術労働者
  - 生産労働者以外の労働者をいう。
  - \* なお、守衛、夜警は生産労働者に含め、生産部門で労働する事務員、技術員及び主として監督的業務に従事する職長、組長等は管理・事務・技術労働者に含める。

### (3) 雇用形態

- ア 無期
  - 雇用期間を定めずに雇用されている労働者をいう。
- イ 有期
  - 無期以外の労働者をいう。

### (4) 就業形態

- ア 一般
  - 次のパート以外の労働者をいう。
- イ パート
  - 1 日の所定労働時間又は 1 週間の所定労働日数が、一般労働者より少ない常用労働者をいう。

(5) 卒業区分

学校卒業その他これに準ずる経歴のうち、最終のものをいう。

ア 中学卒

旧制小学校、旧制国民学校、中学校卒業等、通算修業年限が概ね 9 年以下の経歴をいう。

イ 高校卒

旧制中学校、高等学校卒業等、通算修業年限が概ね 12 年程度の経歴をいう。

ウ 高専・短大卒

旧制高等学校、旧制専門学校、高等専門学校、短期大学卒業等、通算修業年限が概ね 14 年程度の経歴をいう。

エ 大学卒

旧制大学、大学、大学院卒業等、通算修業年限が概ね 16 年又はそれ以上である経歴をいう。

(6) 年齢

調査期日現在の満年齢をいう。

(7) 勤続年数

労働者が、その企業に雇い入れられてから調査期日までに勤続した年数で、休職期間を除いたものをいう。

(8) 実労働日数

労働者が、調査期間中に実際に労働した日数をいう。有給休暇等のように、賃金が支給されても実際に労働しなかった日は含めず、1 時間でも就業した日は 1 日とする。

(9) 総実労働時間数

労働者が、実際に労働した時間数をいい、所定内実労働時間数と所定外実労働時間数の合計である。

(10) 所定内実労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた所定労働日において、始業時刻から終業時刻までの間の、休憩時間を除いて実際に労働した時間数をいう。

(11) 所定外実労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた所定労働日において、始業時刻から終業時刻までの時間以外の時間及び所定休日において実際に労働した時間数をいう。

(12) 月間賃金額（きまって支給する給与額）

労働協約、就業規則等によって定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与のうち、3 か月以内の期間で算定されるもので、税、保険料を控除する前の給与額をいい、所定内賃金額と所定外賃金額の合計である。

(13) 所定内賃金額

月間賃金額のうち、所定外賃金額以外のものをいい、基本給、勤続給、業績給、年齢給、技能手当、家族手当、地域手当、通勤手当、物価手当等の合計である。

(14) 所定外賃金額（超過労働給与額）

時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等の合計額をいう。

(15) 標準労働者

学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者をいう。

(16) 初任給額

ア 平成 25 年 4 月分初任給

本年採用した新規学卒者の採用時（4 月）の所定内賃金額（通勤手当を除く）をいう。  
なお、調査期日までに賃金改定があり、初任給額を調整した場合は調整後の額である。

イ 平成 26 年 4 月分初任給見込額

翌年採用を予定する新規学卒者の採用時（4 月）の所定内賃金額（通勤手当を除く）の調査期日現在における見込額をいう。

3 調査の設計

(1) 母集団

母集団は、平成 21 年経済センサス - 基礎調査（総務省）に基づいて作成し 11 産業・常用労働者 5 人以上の民営事業所で、県内約 2 万 9 千事業所である。

(2) 抽出方法（層化 2 段抽出法）

平成 21 年経済センサス - 基礎調査に基づいて作成した名簿により、事業所を第 1 次抽出単位として抽出し、賃金台帳等によりその事業所に雇用されている労働者を第 2 次抽出単位として抽出

している。なお、層化の基準は産業分類及び事業所規模である。

(3) 対象事業所数等

ア 調査対象事業所数

7,592 事業所

イ 有効回答事業所数

調査票 (A) 2,989 事業所 (回答率 39.4%)

有効回答労働者数 59,574 人

調査票 (B) 804 事業所

有効回答事業所数、労働者数内訳

(上段：事業所数、下段：労働者数 単位：事業所、人)

事業所規模	300 人以上	30～299 人	5～29 人	計
調査産業計	65 3,351	1,391 36,940	1,533 19,283	2,989 59,574
建設業	0 0	49 1,269	220 2,417	269 3,686
製造業	44 2,290	541 14,733	440 5,876	1,025 22,899
情報通信業	1 43	33 972	26 313	60 1,328
運輸業、郵便業	2 104	104 2,613	77 1,159	183 3,876
卸売業、小売業	0 0	222 5,827	294 3,530	516 9,357
金融業、保険業	1 32	36 841	36 436	73 1,309
学術研究、専門・ 技術サービス業	0 0	17 397	48 485	65 882
宿泊業、飲食 サービス業	1 58	53 1,250	70 894	124 2,202
生活関連サー ビス業、娯楽業	0 0	41 915	72 1,026	113 1,941
医療、福祉	16 824	220 6,113	148 1,836	384 8,773
サービス業(他に分 類されないもの)	0 0	75 2,010	102 1,311	177 3,321

(4) 集計方法

集計は、次のアからウを除き、推計労働者数をウェイトとする加重平均である。(調査サンプルの構成比を母集団の構成比に合わせるため、調査サンプルを母集団に復元している。)

ア 市・郡別、労働組合有無別及び標準労働者についての集計は、単純平均である。

イ 平成 25 年 4 月分初任給額の平均値は、新規学卒者採用人数をウェイトとする加重平均である。

ウ 平成 26 年 4 月分初任給見込額の平均値は、採用予定事業所を単位とする単純平均である。

\* 推計労働者数は、次の方法により算出している。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{推 計} \\ \hline \text{労働者数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調査回答} \\ \hline \text{労働者数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{労働者の} \\ \hline \text{抽出率の} \\ \hline \text{逆 数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{経済センサス - 基礎調査} \\ \hline \text{による事業所数} \\ \hline \hline \hline \text{調 査 回 答} \\ \hline \text{事 業 所 数} \\ \hline \end{array}$$

#### 4 調査結果利用上の注意

- (1) この報告書は、平成 25 年 6 月 30 日（6 月分給与、初任給は 4 月分）を調査日として実施した県内民営企業の賃金実態調査の結果をとりまとめたものであり、次の要件を満たす労働者について集計したものである。  
 ア 平成 25 年 6 月 30 日（給与締切日の定めがある場合には、6 月における最終給与締切日）現在において満 15 歳以上の者。  
 イ 平成 25 年 6 月分の給与算定期間中に、実労働日数が 18 日以上（但し、パートタイム労働者については 2 日以上）の者
- (2) 調査結果は、年間の平均値ではなく、6 月分の給与（賞与を除く）についての集計結果である。
- (3) 産業中分類において、「その他の製造業」及び「その他の運輸業」と表示してあるのは、当該産業において中分類として表示されていない全ての産業中分類を含む。
- (4) 図表中の学術研究等とは学術研究、専門・技術サービス業、飲食サービス業等とは宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス等とは生活関連サービス業、娯楽業、その他のサービス業とはサービス業（他に分類されないもの）のことである。
- (5) 「X」はサンプル数僅少のため公表できないもの、「―」は該当が無かったものである。
- (6) 地域別集計は、下記の区分による。

##### 【広域市町村圏別】

区 分	該 当 区 域
佐久広域市町村圏	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
上小 〃	上田市 東御市 小県郡
諏訪 〃	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
上伊那 〃	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
飯伊 〃	飯田市 下伊那郡
木曾 〃	木曾郡
松本 〃	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
大北 〃	大町市 北安曇郡
長野 〃	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡
北信 〃	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

##### 【労政事務所別】

区 分	管 轄 区 域
東信労政事務所	上田市 佐久市 小諸市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
南信労政事務所	岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市 諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡
中信労政事務所	松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡
北信労政事務所	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡